

第23節 文教対策計画

第1項 学校教育対策

第2項 文化財応急対策

《 基本方針 》

災害の発生時における児童、生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の応急処置等の措置を講ずる。

第1項 学校教育対策

1. 実施責任者

災害発生後の措置、応急対策を迅速に行うため、市災対本部、教育委員会及び各学校間の通報連絡を密にしなければならない。

- (1) 小学校及び中学校、その他の文教施設の災害対策は、市長が行う。
- (2) 児童及び生徒に対する応急措置等は、市教育委員会が行う。

なお、救助法が適用されたとき、または市で実施することが困難な場合は、知事及び県教育委員会、関係機関の協力を求め、適切な措置をとる。

2. 児童、生徒の安全確保

《児童、生徒の安全確保》

- ア. 休校措置（災害発生のおそれがあるとき、また発生したとき）
- イ. 保護者または教員が引率しての登下校（避難）
- ウ. 安全な通学路（避難路）、避難所の周知徹底

3. 文教施設の確保

《文教施設の確保対策》

- ア. 被害施設、箇所の速やかな応急修理
- イ. 屋内体育館、講堂等の利用（一部使用不能の場合）
- ウ. 公民館、寺院等公共施設の利用（多くの施設が使用不能の場合）
- エ. 応急仮校舎の建設

※公民館、寺院等での応急教育は、教育委員会及び各学校と協議の上、あらかじめ確保する場所を実施する。

4. 応急教育の実施

(1) 施設の確保

近隣の学校から借用した教室、またはその他の施設で実施する。

(2) 実施方法

学校または児童及び生徒が災害にあって正常な授業ができない場合は、校長は教育委員会の指示の下、次の方法で応急教育を行う。

《応急教育の実施方法》

教育委員会の指示により

- ア. 臨時に学級を編成する。
- イ. 教室を分散しての出張授業
- ウ. 休校しての自宅学習及び巡回指導

5. 教科書、学用品等の調達及び配給

各学校は、児童及び生徒の学用品の被害があった場合は、その被害の種類、程度、数量等を速やかに教育委員会へ届けるとともに、次の方法により応急措置をとる。

《教科書、学用品等の調達、配給方法》

教科書、文房具 通学用品	教育委員会を経て、救助法に基づく給与申請
その他の教材	管内の各学校、その他機関への救援要請

※ 学用品の給与は小学校児童及び中学校生徒に限る。

6. 学校給食等の措置

給食施設が被災した場合は、環境衛生の確保に留意して、応急修理、代替施設の確保等給食に支障がないよう措置する。

また、次の場合には児童生徒への給食を一時中止する。

《学校給食の一時中止》

- ア. 学校給食施設が災害救助のため使用される場合
- イ. 給食施設の被害のため、給食実施が不可能な場合
- ウ. 感染症その他の疾病流行で、危険が予想される場合
- エ. 給食用物資の入手が困難な場合
- オ. 給食の実施が適当でないと考えられる場合

7. 教育実施者の確保

教育実施者の被災等により、通常の授業を行えない場合の応急措置として、次の要領により教育実施者を確保する。

《教育実施者の応急確保策》

- ア. 臨時学級編成による教育
- イ. 近隣学校等からの応援
- ウ. 現職に携わっていない教員免許所有者の臨時採用については県教育委員会と協議の上確保に努める。

(当該学校は、直ちに教育委員会に連絡する。)

8. 学校の衛生管理

災害を受けた学校及び避難所等に使用された学校は、関係機関との緊密な連絡のもと、次の事項を励行し、感染症発生等の事故防止に努める。

(1) 校舎内外の清掃

《校舎内外の清掃時の留意点》

- ア. 建具等を移動し、乾燥しやすくする。
- イ. 建具、床板等はよく清掃し、なるべく消毒薬で拭浄する。
- ウ. 便所はよく清掃した後消毒する。

(2) 飲料水

《飲料水の使用法》

水道水	なるべく煮沸して使用
井戸水	消毒したのでも煮沸して使用

(3) 保健管理、指導

《保健管理、指導の要点》

- ア. 疾病の早期発見、早期治療
- イ. 保健指導の強化

(4) 調理従事者の保健管理指導

《調理従事者の保健管理、指導の要点》

- ア. 健康診断の実施
- イ. 下痢のある者の従業禁止及び検便の実施
- ウ. 身体衣服の清潔保持、手洗いの励行

(5) 感染症集団発生の際の処理

《感染症発生時の処理要領》

- ア. 学校医、教育委員会、保健福祉環境事務所への連絡及び患者の万全な措置
- イ. 健康診断、臨時休校、消毒等による予防措置
- ウ. 保護者や他の関係者への集団発生状況の周知及び協力要請
- エ. 児童及び生徒の食生活についての注意及び指導

第2項 文化財応急対策

1. 文化財応急対策

- (1) 文化財が災害をうけたときは、所有者（管理責任者）は被災状況を調査し、その結果を市教育委員会に報告する。
- (2) 被災文化財の被災拡大を防止するため、市教育委員会と連絡調整し応急措置を講ずる。